IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」
加入契約約款

目次

第 1 条（総則）……P3
第 2 条（約款の適用）……P3
第 3 条（本サービスの内容）……P3
第 4 条（本サービスの利用条件）……P3
第 5 条（本サービスの種類）……P3
第 6 条（本サービスの視聴申し込み）……P4
第 7 条（視聴年齢制限付コンテンツ）……P4
第 8 条（認証情報）……P4
第 9 条（契約の単位と成立）……P5
第 10 条（利用料金）……P5
第 11 条（料金の支払方法）……P5
第 12 条（料金の返還）……P5
第 13 条（禁止行為）……P6
第 14 条（一時中断）……P6
第 15 条（免責事項）……P6
第 16 条（本サービス利用の制限）……P7
第 17 条（停止及び解除）……P7
第 18 条（知的財産権及び成果物の帰属）……P7
第 19 条（権利義務の譲渡等の禁止）……P7
第 20 条（解約）……P8
第 21 条（個人情報、通信内容等の利用）……P8
第 22 条（通信の秘密）……P9
第 23 条（定めなき事項）……P9
第 24 条（管轄裁判所）……P9

附則 ……P9
別表……P10

IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款

第 1 条（総則）
　ひまわりネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定める放送サービス契約約款（以下「放送サービス約款」といいます。）及びインターネット接続サービス契約約款（以下「インターネット約款」といいます。）並びにこの「IP-VOD サービス加入契約約款」（以下「約款」といいます。）に基づき、IP-VOD サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 2 条（約款の適用）
　約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます。）は、約款を遵守するものとします。
2　当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者及び業務委託先に委託することが出来ます。
3　当社は、約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとします。

第 3 条（本サービスの内容）
　本サービスは当社及び提携事業者のネットワーク網及び設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」といいます。)を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」といいます。）です。
2　本サービスの対象地区は日本国内とします。
3　本サービスは加入者の地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

第 4 条（本サービスの利用条件）
　当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準ずる団体への提供は行わないものとします。
2　本サービスの利用にあたっては、約款を承諾の上、当社指定の手続きに従い必要事項の登録をおこなうことにより申し込むものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。
3　本サービスの提供は、当社の放送サービス契約約款に規定するデジタル放送サービスの契約が必要です。なお、上記デジタル放送サービスを解約された場合は、本サービスも自動的に解約となります。
4　本サービスは 2027 年 2 月 28 日を以ってサービス終了します。

第 5 条（本サービスの種類）
　本サービスには次の各号で定める種類があります。
（１）「見放題パック プライム」
　　当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。
（２）「見逃し番組」
　　当社とチャンネル視聴契約のある加入者に対し、放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの１ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。
（３）「FOD」

フリー･オン･デマンド（Free On Demand）の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

第６条（本サービスの視聴申し込み）

当社は、加入者に対して別途定める「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」を満たした機器（以下「推奨環境」といいます。）を通じて、第３条に定める本サービスを提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」といいます。）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社及び提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

2　「見放題パック プライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとします。なお、契約完了月内の解約は受け付けないものといたします。申込みを撤回又は解約するときは、撤回又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

第７条（視聴年齢制限付コンテンツ）

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

2　本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。

3　成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、２０歳以上の加入者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。

4　暗証番号は４桁の数字であり、当社が別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。

5　加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、加入者は、第三者による暗証番号及びパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第8条（認証情報）

サービス利用の際に、加入者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。

2　加入者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。

3　認証情報を利用して行われた行為は、全て加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うものとします。

4　加入者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。

5　加入者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとしま

す。
6　加入者は、自己の ID 及びパスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第 9 条（契約の単位と成立）
　本サービスの契約については、加入者が約款及び提携事業者の規約に同意した際に成立するものとします。
2　当社は、加入者が本サービスを利用するにあたり必要となるＩＤ（以下「ＩＤ」といいます。）を１つ付与するものとします。
3　本サービス利用のための機器は、１ＩＤにつき最大５台まで登録できるものとします。
4　ID を付与された加入者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は登録が完了した機器最大３台までとします。ただし、同一 ID においては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとします。
5　当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
(1) 加入申込者が、約款上請求される諸料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合。
(2) その他加入申込者が、約款に違反する恐れがあると認められる場合。
(3) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合
(4) 加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
6　加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 10 条（利用料金）
　加入者は、別表に定める利用料金を当社に支払うものとします。
2「見放題パック プライム」利用料金は当月利用料を翌月に支払うものとし、日割りによる精算はしないものとします。
3　当社は、提携事業者であるアスミック・エース株式会社が提供する「見放題パック ジャンル」及び「ＴＶＯＤ」の債権譲渡を受け、「見放題パック ジャンル」及び「ＴＶＯＤ」の利用債権の回収を行うものとし、加入者は「見放題パック ジャンル」及び「ＴＶＯＤ」の当月利用料を当社に翌月に支払うものとします。
4　当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の１ヶ月前までに当該加入者に通知します。

第 11 条（料金の支払方法）
　加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社サービスの口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は、双方の合意に基づく方法によるものとします。
2　加入者は、本サービスの工事完了後に第 10 条の利用料金を当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に、前項の支払い方法により支払うものとします。追加工事が発生した場合も、追加工事費を前項の支払い方法により支払うものとします。
3　当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。
4　加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第 12 条（料金の返還）

当社側の責めに帰すべき事由により「見放題パック プライム」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上連続し、かつ第 10 条第 2 項に基づき視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金又は料金が既に支払われている場合には返還します。

第13条（禁止行為）

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

（1）ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
（2）ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
（3）不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（4）本サービスの提供に支障を来し、またはその恐れがある行為
（5）前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはその恐れがある行為
（6）法令もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある行為

第14条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においても当社は一切の責任を負わないものとします。

（1）当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
（2）火災、停電、天災及びその他不可効力により本サービスを提供できない場合
（3）その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2　当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

3　当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で加入者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

第 15 条（免責事項）

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2　加入者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は加入者の本サービ

スへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負いません。
3　加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
4　加入者が約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社及び提携事業者に損害を与えた場合、当社及び提携事業者は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5　加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

第 16 条（本サービスの利用の制限）
　加入者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者の私的使用以外の目的には使用しないものとします。
2　加入者は、本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為及びそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第 17 条（停止及び解除）
　当社は、加入者または第 11 条 4 項の第三者が次のいずれかに該当する場合は、催告なしに、サービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。この場合において利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
(1) 利用料金の支払いの延滞
(2) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
(3) 本サービス提供を妨害した場合
(4) 約款または提携事業者約款等のいずれかに違反した場合
(5) 本サービス利用に関連して、他の利用者に損害を与えたことが明らかな場合
(6) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合

第 18 条（知的財産権及び成果物の帰属）
　本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社及びビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用及び第三者への転許諾等一切行うことはできません。
2　加入者がアンケート等で当社に回答した内容等についての著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第 19 条（権利義務の譲渡等の禁止）
　加入者は、約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第 20 条（解約）
　加入者は、解約日の属する月まで利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。
2 「見放題パック プライム」は、サービス開始月に解約することはできないものとします。期間内に解約もしくは、加入契約の解除があった場合には、解約料（1 ヶ月利用料金）を支払うものとします。

第 21 条（個人情報、通信内容等の利用）
　加入者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。その場合、当社は加入者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負わないものとします。
2　加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー」が適用されるものとします。
3　加入者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集及び利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
(1) 本サービス契約の締結
(2) 本サービス料金の請求
(3) 本サービスに関する情報の提供
(4) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
(5) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
(6) 本サービス及び当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
(7) 業務の一部を当社が別途指定する者（提携事業者、金融機関、配送業者、工事業者及び行政機関）に委託する場合
4　加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
5　当社は、加入者のアクセス履歴及び利用状況の調査のため、その他加入者に最適のサービスを提供するために、加入者が当社のサーバーにアクセスする際の IP アドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、及びクッキー（Cookie）の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
6　第 3 項及び前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があるものとします。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。
7　当社は、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。
8　個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。

9　お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。
10 当社の個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先

住所　〒471-0061 愛知県豊田市若草町 3 丁目 32 番地 8
連絡先　ひまわりネットワーク株式会社
宛先　総務部
電話　0565-35-3311

第 22 条（通信の秘密）
　当社及び提携事業者は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、加入者の通信の秘密を守ります。
2　次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。
(1) 通信当事者の同意がある場合。
(2) 刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２１８条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。
3　加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社及び提携事業者は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
4　加入者は、当社及び提携事業者が、本サービスの利用履歴、アクセス履歴等（履歴情報）、その他本サービスに係る通信ログを次の目的で収集・記録・分析し、下記の目的で利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
(1) 本サービスの提供（本サービスのご利用状況等に応じた、サービスの提供・課金及びおすすめ番組の表示を含む。）
(2) 加入者からの問合せへの対応
(3) 本サービスが取り扱う商品・サービス等の案内、ダイレクトメール等の送付・配信（電子メール・郵便・メール便などによる送付）
(4) 当社及び提携事業者は、本条に基づき適切に収集した個人情報をもとに、マーケティング調査・分析データ、本サービスに関する利用や嗜好などの傾向分析データなど、ユーザ個人が特定できない方法、形式に加工したものを作成及び、利用すること

第 23 条（定めなき事項）
　約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 24 条（管轄裁判所）
　当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については当社のサービス区域を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
(1) 当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとします。
(2) 約款は、2019 年 10 月 1 日より施行します。
(3) 約款は、2025 年 11 月 1 日より施行します。
(4) 約款は、2026 年 11 月 10 日より施行します。

別表

IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」料金表

品目		月額利用料金
IP-VOD サービス	IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）利用料	無料
	見放題パック プライム※	税込 1,026 円
	見逃し番組	無料
	FOD	無料

＊2025 年 11 月 1 日以降 IP-STB 機器を標準付帯しない仕様に変更となります。

ＩＰ-ＶＯＤサービス「milplus（みるプラス）」利用に関する機器仕様みるプラスのホームページ（https://front.milplus.jp/help）の推奨環境を参照してください。